

防衛省規格

N D S
Z 8201E

標準色

制定 昭和48. 1.12

改正 平成20.10. 9

目次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 規格の構成	1
4 標準色の種類	1
5 標準色の基準値	1
6 標準色の色番号	1
7 つやの種類	11
8 標準色の表示方法	11
9 測定方法	11
9.1 分光測色の方法	11
9.2 標準色見本による方法	11
10 標準色見本	12
10.1 標準色見本の構成	12
10.2 標準色見本の形状・寸法	12
10.3 標準色見本の方法	13
10.4 標準色見本の有効期間	13
10.5 標準色見本に表示する事項	13
10.6 標準色見本の取扱	13
解説	15

防衛省規格

N D S
Z 8201E

標準色

制定 昭和 48. 1. 12

改正 平成 20. 10. 9

1 適用範囲

この規格は、防衛省において使用する装備品等に適用する色¹⁾(以下、標準色という。)について規定する。ただし、蛍光を発する色には適用しない。

注記 半透明な物体色で、表面色として取り扱うことができるものは、この規格を準用することができる。

注¹⁾ ここでいう色とは、物体の表面色を意味し、透過色や光源色は含まない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS F 7005 船用配管の識別

JIS W 8301 航空標識の色

JIS Z 8716 表面色の比較に用いる常用光源蛍光ランプD65—形式及び性能

JIS Z 8721 色の表示方法—三属性による色の表示

JIS Z 8722 色の測定方法—反射及び透過物体色

JIS Z 8741 鏡面光沢度—測定方法

JIS Z 9102 配管系の識別表示

JIS Z 9103 安全色—一般的事項

3 規格の構成

この規格は、規格本体と標準色見本からなる。

4 標準色の種類

標準色の種類は、表 1 のとおりとする。

5 標準色の基準値

標準色の基準値は、表 1 のとおりとする。色記号は JIS Z 8721 の 4. (三属性による色の表示記号)によって記述する。

6 標準色の色番号

標準色の色番号は、四けたの数字で表し、次に示す番号付与体系によって表 1 のとおりとする。

- 一けた目は、1(つやあり)、2(半つや)、及び3(つやなし)で、つやの種類を表す。
- 二けた目は、表 2 に示すとおり、色相系の種類を表す。

表 1-1 標準色の種類

色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考	色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考	色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考
1101					1104					1202				
2101	スカレット	7.5R 5/13		航	2104	赤(1)	5R 4/13		船	2202	ペールベージュ (2)	7.5YR 9/2.5		-
3101					3104					3202				
1102					1105					1203				
2102	ローズマダー	2.5R 4.5/10.5		-	2105	赤(3)	5R 3.5/10		-	2203	サーモンピン ク	2.5YR 7/6		配
3102					3105					3203				
1103					1201					1204				
2103	赤(2)	5R 4/12		-	2201	ペールベージュ (1)	7.5YR 9/2		-	2204	明るい黄赤	10R 6/12		-
3103					3201					3204				

表 1 - 標準色の種類(続き)

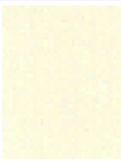
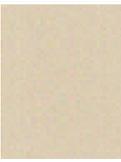
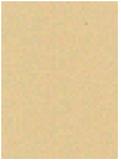
色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考	色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考	色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考
1205	黄赤	2.5YR 6/13		配 安 船	1302	アイボリー色(2)	5Y 9/1		-	1305	ページ(1)	10YR 8/2		-
2205					2302					2305				
3205					3302					3305				
1206	朱色	10R 5/14.5		-	1303	クリーム色	2.5Y 9/3		-	1306	ページ(2)	10YR 8/4		-
2206					2303					2306				
3206					3303					3306				
1301	アイボリー色(1)	10YR 9/1		-	1304	黄	7.5Y 8.5/13		-	1307	山吹色(2)	2.5Y 8/12		航 配 安 船
2301					2304					2307				
3301					3304					3307				

表1-標準色の種類(続き)

色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考	色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考	色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考
1308	山吹色(1)	10YR 7.5/12		-	1311	黄土色	2.5Y 5.5/4		-	1314	0D色	7.5Y 3/1		-
2308					2311					2314				
3308					3311					3314				
1309	山吹色(3)	10YR 7.5/14		-	1401	ごくうすい緑	5GY 9/1		-	1402	うす緑(1)	10GY 8/1.5		-
2309					2312					2401				
3309					3312					3401				
1310	黄茶	10YR 6/3		-	1313	オリーブ色	2.5Y 4/2		-	1402	うす緑(1)	10GY 8/1.5		-
2310					2313					2402				
3310					3313					3402				

表 1 - 標準色の種類(続き)

色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考	色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考	色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考
1403	うす緑(2)	7.5GY 7.5/2		-	1406	うす黄緑	5GY 7/4		-	1409	にぶ緑	5G 5.5/6		-
2403					2406					2409				
3403					3406					3409				
1404	灰青緑	7.5BG 7/1.5		-	1407	青磁色	2.5G 6/1.5		-	1410	黄みの緑(1)	7.5GY 4.5/10		-
2404					2407					2410				
3404					3407					3410				
1405	灰緑	2.5G 7/1.5		-	1408	暗い灰青緑	5BG 5.5/1		-	1411	緑(1)	2.5G 4.5/5		船
2405					2408					2411				
3405					3408					3411				

表 1 - 標準色の種類(続き)

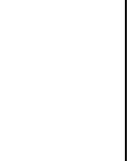
色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考	色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考	色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考
1412					1501					1504				
2412	黄みの緑(2)	10GY 4/8		-	2501	ペールスカイ	5BG 8.5/2		-	2504	ダルスカイ	2.5PB 7/2		-
3412					3501					3504				
1413					1502					1505				
2413	緑(2)	2.5G 4/6		-	2502	スカイブルー	5B 8/3		-	2505	あさぎ	5B 6/8		-
3413					3502					3505				
1414					1503					1506				
2414	濃緑色 (迷彩用)	7.5GY 3/1		-	2503	スカイグレイ	5B 7/2		-	2506	サックスブル	2.5PB 5.5/4.5		-
3414					3503					3506				

表 1 - 標準色の種類 (続き)

色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考	色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考	色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考
1507	灰青紫	5PB 5/1		-	1510	にぶ青	7.5B 4/4		-	1513	青紫	10PB 2/6		-
2507					2510					2513				
3507					3510					3513				
1508	灰青	7.5B 5/2		-	1511	青	2.5PB 3.5/7		-	1531	灰紫	2.5P 5/4		配
2508					2511					2531				
3508					3511					3531				
1509	明るい青	2.5PB 5/8.5		配	1512	あい色	5B 2.5/2		-	1541	赤紫	2.5RP 4.5/12		配 安
2509					2512					2541				
3509					3512					3541				

表 1 - 標準色の種類 (続き)

色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考	色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考	色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考
1601	こはく色	7.5YR 5/6		配	1604	えび茶	7.5R 3/6		配	1701	明るい灰色 (1)	N 7.5		-
2601					2604					2701				
3601					3604					3701				
1602	うす茶色	5YR 4/4		-	1605	チョコレート 色	7.5R 2/4		-	1702	明るい灰色 (2)	N 7		船
2602					2605					2702				
3602					3605					3702				
1603	茶色	10R 3.5/3		-	1606	茶色 (迷彩用)	2.5Y 3.5/1.5		-	1703	灰色 (1)	N 6		-
2603					2606					2703				
3603					3606					3703				

表 1 - 標準色の種類(続き)

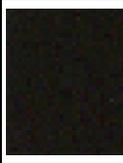
色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考	色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考	色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考
1713					1706					1802				
2713	灰色(3)	N 6(GY)		-	2706	暗い灰色(2)	N 3		-	2802	白(2)	N 9		-
3713					3706					3802				
1704					1716					1811				
2704	灰色(2)	N 5		-	2716	暗い灰色(3)	N 3(YR)		-	2811	黒(1)	N 2		-
3704					3716					3811				
1705					1801					1812				航
2705	暗い灰色(1)	N 4		-	2801	白(1)	N 9.5		航	2812	黒(2)	N 1.5		配
3705					3801				安	3812				船

表 1 — 標準色の種類 (続き)

色番号	色名	基準値 (色記号)	色	備考
1901	銀色	N6.5 (銀色)		船
2901				
3901				

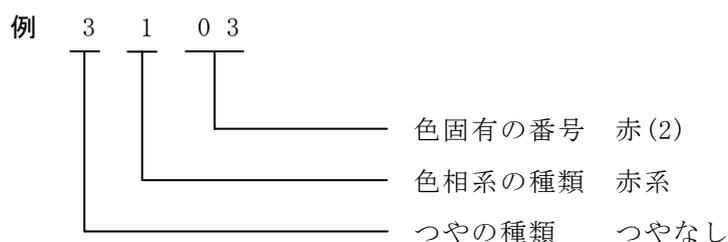
注記 1 色は、それぞれの色における、つやあり、半つや、つやなしの種類のうち多く使用されているつやによる色票で表してある。

注記 2 表 1 の備考欄に記載された“船”，“航”，“配”及び“安”は、それぞれ JIS F 7005, JIS W 8301, JIS Z 9102, JIS Z 9103 に定められた色に該当するものを表す。

表 2—色相系の種類

色相系の種類	赤系	黄赤系	黄系	緑系	青系	茶色系	灰色系	白・黒	金属色
二けた目の数字	1	2	3	4	5	6	7	8	9

c) 三けた目及び四けた目は、同一色相系の中の色を濃淡によって区別したその色固有の番号を表す。



7 つやの種類

つやの種類は、表 3 のとおりとする。なお、鏡面光沢度 [$G_s(60^\circ)$] の測定方法は、JIS Z 8741 の 3. の表 1 の方法 3 (60 度鏡面光沢) による。ただし、色番号 3414 及び 3606 のつやなしのつやの程度は、 $G_s(60^\circ)$ で 3% 未満とする。

表 3—つやの種類

つやの種類	つやの程度
つやあり	鏡面光沢度 [$G_s(60^\circ)$] の値が 85% 以上のもの
半つや	鏡面光沢度 [$G_s(60^\circ)$] の値が 30% 以上、60% 未満のもの
つやなし	鏡面光沢度 [$G_s(60^\circ)$] の値が 6% 以下のもの

8 標準色の表示方法

標準色は、色番号と、() に入れた色名及び色記号を用いて次の例のように表示する。

例 2314(OD 色 7.5Y3/1)

9 測定方法

9.1 分光測色の方法

標準色の測定は、JIS Z 8722 の 5. (分光測色方法) によって測定し、JIS Z 8721 の 5. (三属性による表色系の基準) 及び 6. (1) (Y_c, x_c, y_c の値から定める方法) によって色記号を定める。ただし、色番号 2314, 3414 についての基準値からの色相差、明度差及び彩度差の許容差は、それぞれ $\Delta H \pm 3.0$, $\Delta I \pm 0.10$, $\Delta C \pm 0.4$ とし、色番号 3606 については、 $\Delta H \pm 2.0$, $\Delta I \pm 0.10$, $\Delta C \pm 0.4$ としなければならない。

9.2 標準色見本による方法

10 に定める標準色見本と標準色とを次のいずれかの方法によって比較する。

a) 目視による直接比較方法

標準色見本と標準色とを目視によって比較する方法は、次のとおりとする。

- 1) 照明に用いる光源は、標準イルミナント D65 又はこれに準ずる光とする。JIS Z 8716 に規定する蛍光灯を用いることができる。
- 2) 比較をする作業面の照度は、1000 lx 以上とし、均一に照明する。
- 3) 水平な作業面に対して、垂直方向から照明する場合は、45 度方向から観察し、45 度方向から照明する場合は、垂直方向から観察する。また、あらゆる方向から均等に照明する場合は、垂直方向から観察する。
- 4) 標準色見本と標準色とを同一平面上に配置し、双方にマスクをかぶせて比較する。
- 5) マスクの表面は、均質でつやのない無彩色面とする。
- 6) 観察者は色覚正常であること。

b) 色彩計による色の計測

JIS Z 8722 の 5. (分光測色方法) 又は 6. (刺激値直読方法) に規定する方法で、標準色見本と標準色とを同時に測定し、JIS Z 8721 の 5. (三属性による表色系の基準) 及び 6. (1) (Y_c, x_c, y_c の値から定める方法) に規定する方法でそれぞれの色記号を定めて両方の差を比較する。ただし、色番号 2314, 3414 及び 3606 については、9.1 に規定する許容差内に収める。

10 標準色見本

標準色見本は、これを同一の色番号で規定された標準色との比較に用いる。

10.1 標準色見本の構成

標準色見本は、色票、表紙及び裏表紙を付けたねじ止めのものでし、これにマスクとそれらを納める収納袋を附属させる。

10.2 標準色見本の形状・寸法

標準色見本の形状及び寸法は、図 1 による。また、マスクの形状及び寸法は、図 2 による。

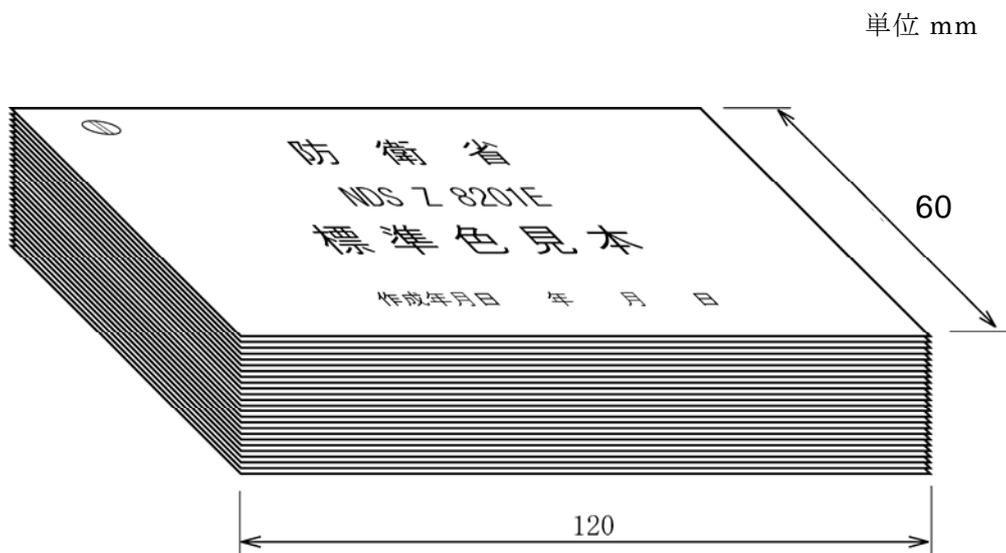


図 1—標準色見本の形状及び寸法

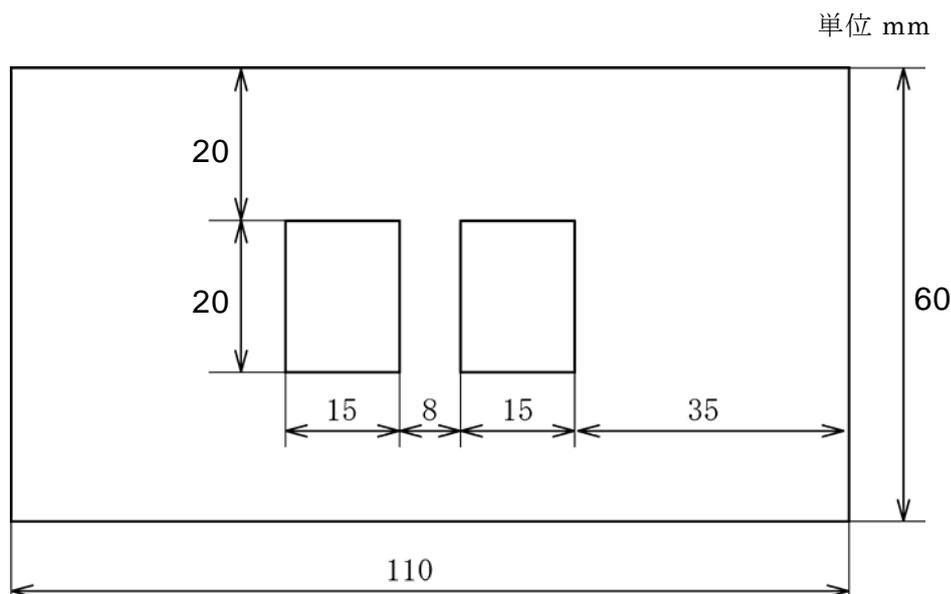


図 2—マスクの形状及び寸法

10.3 標準色見本の材料

標準色見本の色票及びマスクの材料は、厚紙とする。なお、マスクの色は、この規格で設定している色番号 3702(明るい灰色(2) N7)程度及び 3812(黒(2) N1.5)程度の 2 種類とする。

10.4 標準色見本の有効期間

標準色見本の有効期間は、原則として 4 年とする。

10.5 標準色見本に表示する事項

標準色見本の表紙及び色票の裏面に次の事項を表示する。

- a) 表紙に表示する事項は次のとおりとする。
 - 1) “防衛省” の文字及び防衛省規格の記号及び番号
 - 2) “標準色見本” の文字
 - 3) 作成年月日
- b) 色票の裏面に表示する事項は、次のとおりとする。
 - 1) “色番号” の文字とその番号
 - 2) “基準値” の文字とその色記号。ただし、色番号 2314, 3414 及び 3606 については、基準値からの色相差、明度差及び彩度差を表示すること。

10.6 標準色見本の取扱

標準色見本の取扱は、次のとおりとする。

- a) 標準色見本は、つやの見本として使用してはならない。
- b) 標準色見本の着色部に汚染、変色、破損などが認められる場合は、使用してはならない。
- c) 比色試験を行うとき以外は、収納袋に納めるなどの処置を行い、露光しないようにする。
- d) 高温、多湿、有害ガス、きず及びその他標準色に悪影響を及ぼすと思われる場所に保管してはならない。
- e) 標準色見本は、作成年月日の最新版を使用すること。

関連文書 JIS Z 8102 物体色の色名

Federal Standard No. 595b Colors Used Of Government Procurement

標準色解説

1 制定・改正の経緯

1.1 作成経緯

作成経緯は、次のとおりである。

- a) 昭和 46 年～47 年度にわたって OD 色を規定した規格原案を作成し、昭和 48 年 1 月に制定された。(NDS Z 8201)
- b) a)と並行して、防衛庁で使用している色の種類の調査及び種類の削減について、防衛庁の関係機関合同の連結会議を数回にわたり開いて調整を行った。その結果、210 色の中から 68 色を選定し、これを標準色として防衛庁規格に規定することにした。これを基にして昭和 47 年度に(財)日本色彩研究所に規格改正原案及び標準色見本の作成を委託して昭和 49 年 1 月に改正した。(NDS Z 8201B)
- c) その後、昭和 56 年度に 2 色 [縁(2)2.5G4/6 及び青紫 10PB2/6] を追加した規格改正原案及び標準色見本の作成を委託して昭和 57 年 12 月に改正した。(NDS Z 8201C)
- d) 平成 2 年に、濃緑色(迷彩用)7.5GY3/1 及び茶色(迷彩用)2.5Y3.5/1.5 の 2 色を追加、標準色見本の有効期間を“原則として 4 年とする。”などを規定した規格改正原案及び標準色見本の作成を委託して規格を改正した。(NDS Z 8201D)
- e) 今回の改正は、平成 16 年度に行われた標準色(NDS Z 8201D)の見直し技術調査作業の報告をもとに平成 18 年度の NDS 標準色の改正規格原案調査作業委員会で審議し、標準色見本に 2 色を追加、1 色のつやを変更する等の改正をした。(NDS Z 8201E)

1.2 主な改正点

この規格の主な改正点は、次のとおりである。

- a) 黒(1)及び黒(2)についてつやなしの標準色見本を追加した。また、山吹色(1)の標準色見本のつやの種類を半つやからつやなしに変更した。
- b) 関連する JIS に大幅な見直しがあり、それらに整合する見直しを行った。

2 規定項目の内容

2.1 適用範囲

光源色は、JIS Z 8724(色の測定方法－光源色)、透過色は、JIS Z 8722(色の測定方法－反射及び透過物体色)によって機器測色は可能であるが、XYZ表色系(CIE表色系)の色度座標 x , y などで表示しており、三属性による表示はできないので適用外とした。

標準色を物体の表面色に限定したのは、装備品等に適用する色のほとんどが表面色であり、表面色の表示に用いられる三属性(色相、明度、彩度)による表示方法は、機器測色のほか視感測色の両方で判定することができるためである。蛍光色は、表面色に含まれるが、現時点ではまだ、その測定方法が一般的でないため適用外とした。

2.2 引用規格

引用は改正時の規格をもとにしたが、今後の引用規格の改定によって、混乱が生じないように項番に項題を付記することとした。また、この解説で、過去の経緯と区別するため発行年を記述した。

色の測定や表示に関わるJIS規格は、用いる光源として補助標準イルミナントCを優先的に使うものとしてきたが、現在では一部を除いて、標準イルミナントD65を優先するよう改正されている。安全色に関するJIS規格は、関連規格の編成を含め改正され、表面色の色記号はJIS Z 9103:2005(安全色—一般的事項)に集約された。JIS F 7005:1984(船用配管の識別)を新たに追加した。

2.3 規格の構成

この規格は、本体と標準色見本から構成されている。

- a) 本体の表1には標準色の色番号、色名及び基準値(色記号)を記載し、これに該当する15mm×20mmの色票をはり付けてある。
- b) 標準色見本は、60mm×120mmの色票であり、装備品等に適用する色の比較検査などに用いる。扇状に開くことによって、任意の色見本を折り曲げることなく取り出して使用できるようにビス止めになっている。必要があれば、ビスを取り外すことによって自由な使い方が可能である。

2.4 標準色の種類

標準色の種類は、制定時に、色番号によって区分された。色名の表し方は、昭和49年のB版改正時に、JIS Z 8102:1961(色名)の系統色名法及び慣用色名法でまとめられ、同一色名の範ちゅうにあるごく近似した色に別名を付けても意味がないので、JIS Z 8102:1961に規定された色に最も近い値のものから(1)、(2)、(3)、……を付けて区分することとされた。それぞれ色には、つやの種類が3種用意されている。これらを確実に区別ため、色番号で表すこととされた。

2.5 標準色の基準値

標準色の基準値は、JIS Z 8721(色の表示方法—三属性による色の表示)に従った色相(H)、明度(V)、彩度(C)による色記号で示すことにした。無彩色に近い色は、それと同明度の無彩色の色記号に、例えば(GY)などの記号を付けて無彩色と区別した。

2.6 標準色の色番号

- a) つやの3つの区分は、Federal Standard No. 595b (Colors Used Of Government Procurement)を参考にした。この規格は1989年にFederal Standard No. 595a(Colors)から改正されたが、つや区分の変更はない。
- b) 表2の色相名は昭和49年の改正時に、JIS Z 8102:1961(色名)の系統色名法を参考に、金属色を加えて9系統にした。
- c) 色固有の番号は、原則として同一色相系の中で通し番号とした。その付け方は、各色の基準値に従って明度の高い順番に並べ、同じ明度の場合は、原則として彩度の低い順番に並べて通し番号を付けることにした。

2.7 つやの種類

標準色見本と装備品等に適用する色とを視感比較する場合、つやが著しく異なると判定などに混乱を招いたり、判定精度を低下させる原因になるので、つやの種類を規定を設け、標準色のつやの程度を3段階に分けた。

表3の規定は、制定時に Federal Standard No. 595a(Colors) を参考に、現状装備品等の実情を勘案して定めたものである。

平成2年のD版改正時に、迷彩用の2色(色番号3414及び3606)のつやの程度については、迷彩効果に及ぼす影響が大きいことから、できるだけ低く抑える必要があるため、塗料による迷彩色の実情を調査して鏡面光沢度[$G_s(60^\circ)$]の値を3%未満にすることとし、7つやの種類をただし書きにこれを明記した。

表1に貼りつけてある色票及び標準色見本のつやは、昭和49年のB版改正時に、表3の規定に従って、それぞれの色における、使用頻度の最も高いと思われるつや区分1種が選ばれた。今回の改正では、平成16年度に防衛庁技術研究本部からの委託により行われた装備品等発注時の色指定に関する調査結果を平成18年度のNDS標準色の改正規格原案調査作業委員会で審議した結果、その必要性を考慮して、表1にはり付けてある色票及び標準色見本のつやの種類を、黒(1)及び黒(2)については半つや(色番号2811及び2812)及びつやなし(色番号3811及び3812)の2種、また、山吹色(1)については、半つや(色番号2308)からつやなし(色番号3308)へ変更した。

2.8 標準色の表示方法

標準色を規格又は仕様書などに規定する場合には、色番号と括弧に入れた色名及び色記号を用いて表示することにした。色名だけや色記号だけで表示することは、誤りを生じる恐れがあるので、絶対に避けなければならない。

2.9 測定方法

a) 色の測定方法には、分光測色方法(分光光度計を使用する方法)及び標準色見本と比較する方法(目視による方法及び色彩計を使用する方法)がある。これらの方法のうち、いずれの方法を使用するかは、次に示すことを考慮して選択することが望ましい。

- 1) 分光測色方法は、標準色の基準値と標準色の測定結果を比較する場合に用いる。標準色の測定は、JIS Z 8722:2000(色の測定方法—反射及び透過物体色)の5.2.1(第1種分光測光器)に規定された測光器を用いることが望ましい。分光測光器による測定は、精密な測定を行えるが、測定条件により結果が変動しやすいため、十分に管理された分光測光器を使用し、特定された測定条件のもとで測定しなければならない。
- 2) 標準色見本と比較する方法は、目視による直接比較方法と色彩計による比較方法とを併記した。目視による直接比較は、特別な装置を必要とせず、簡便に比較をすることが出来るが、観察環境や観察者の個人差などによって評価結果に影響を受けることがあるので9.2.a)に規定された方法を守らなければならない。比較に用いる照明は、標準イルミナント D65 又はこれに準じる光を用いるが、準じる光とは、北窓拡散昼光、市販の標準照明装置、JIS Z 8716:1991(表面色の比較に用いる常用光源蛍光ランプD65—形式及び性能)に規定する蛍光ラ

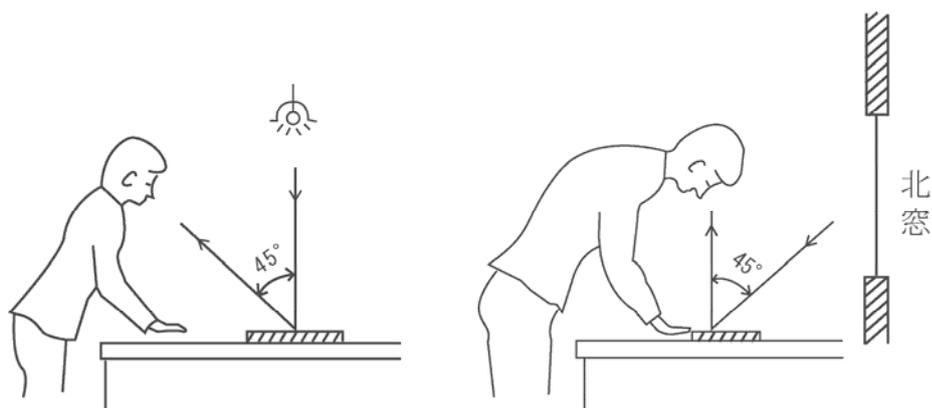
ランプや昼光色の色比較用蛍光ランプが該当する。この規格は蛍光色を対象としていないので補助標準イルミナント C やこれに準ずる光も使用することが出来る。より客観的な比較を行うときは色彩計による方法で行うことが望ましい。

b) 今回の改正では、“標準の光”は JIS Z 8722:2000(色の測定方法－反射及び透過物体色)に従い“標準イルミナント”と改めた。また、標準イルミナント C が補助標準イルミナント C に変更になったことから 9. 測定方法において標準イルミナント D65 を使用できるよう改めた。JIS Z 8721:2000(色の表示方法－三属性による色の表示)の 6. (1)は補助標準イルミナント C によるものであることから 5. により、附属書に従い標準イルミナント D65 へ適用するものとした。また、従来の光電色彩計に加えて、分光色彩計の普及が進んでいることから、これを含めて使用できるように見直し、項題を“色彩計による色の計測”と改めた。

c) 許容差については、色彩管理上、特に重要と思われる 3 色(色番号 2314, 3414 及び 3606)について、色番号 2314 は制定時に Federal Standard No. 595a(Colors)を参考に、色番号 3414 及び 3606 は平成 2 年 D 版改正時に、色番号 2314 の規程をもとにニッカーソンの退色指数を参考にし規定された。これらは厳密な目視比較を行ったときに認知できる差に概ね相当する。他の標準色について、もし許容差の規定が必要であれば、各仕様書で明示することとし、この規格には規定していない。

d) その他の注意事項

- 1) 標準色見本と装備品などに適用する色との間に色材の違いによって、条件等色(メタメリズム)と呼ばれる、ある照明下では等色して見えるが別の照明下では異なる色に見えるという現象が生ずることがある。この場合は、照明の条件によっては視感比較の結果と計測結果とが一致しないことがある。このときは、9. 1 分光測色の方法で行うとよい。
- 2) 標準色見本と装備品等に適用する色とを比較するとき、両者につやの差がある場合は、標準色見本の使用することは好ましくないが、つやの差がわずかであれば、解説図 1 を参考にし、つやの影響を受けない角度で観察することが望ましい。色彩計を用いて測定する場合、色彩計の光学的条件によって、つやの差が著しく測定値に影響を及ぼすことがあるので、注意が必要である。
- 3) 表面色は、本来不透明な物体の表面をいうが、薄手の繊維などは、バックの反射特性の影響を受けるので、数枚を重ねてバックの影響をなくした上で測色又は比色をする必要がある。
- 4) プラスチックには、半透明の性質をもつものがあるが、使用目的からみても表面色として取り扱うことができるものは、この規格を準用しても差し支えない。ただし、この場合は、厚さや一定の反射特性をもつバック(通常は白色面の材料)を規定し、測色、検査を行うことが望ましい。
- 5) 9. 2. 3)に相当する目視による直接比較方法の観察の条件を解説図 1 に示す。

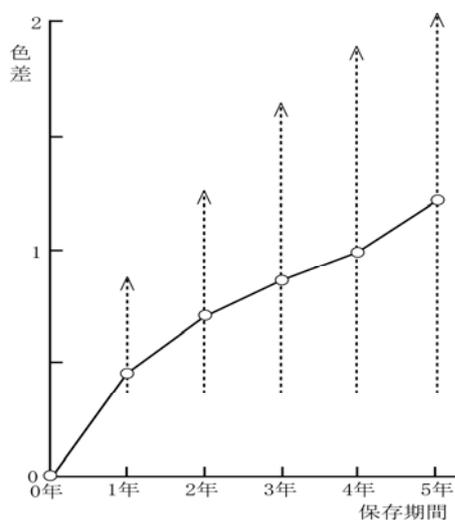


解説図 1—観察の条件

2.10 標準色見本

a) 標準色見本の測定値 表 1 の色票及び標準色見本に使用した色票の原本は JIS Z 8722:2000 (色の測定方法—反射及び透過物体色) の 4. a) 分光測色方法に準拠して, (財) 日本色彩研究所所蔵の分光光度計を用いて測定し, JIS Z 8721:2000 (色の表示方法—三属性による色の表示) によって色記号を定めた。これらの測色データは, 防衛省技術研究本部に保管してある。

b) 標準色見本の有効期間 標準色見本は, 視感比較などに使用し, 汚染, 変色が生じる場合以外にも, ロッカーなどに長期間保存すると解説図 2 のように保存年数とともに変退色が大きく進む。そこで, 厳密な目視比較を行ったときに認知できる差の目安となる色差 1 に達する期間として, 標準色見本の有効期間を原則として 4 年とした。



解説図 2—長期保存による標準色見本の変退色